

B・オゲル著

## 古代チュルクの *sad* (*si-basi*) 号について

護 雅 夫

トルコでは「イスラーム化以後のチュルク・トルコ民族史」の研究はきわめて盛んであり、研究者の層も非常に厚いのであるが、これにたいして、「イスラーム化以前のチュルク民族史」のそれはほとんどいかに足りず、今日、本格的にこの問題と取りくんでいる学者としては、ただ一人を数えうるにすぎない。その、トルコにおけるただ一人の研究者というのが、ここに、私が紹介しようとする論文の著者、バハーエッディン・オゲル (*Bahadedin Ögel*) 博士にはかならない。同博士は、アンカラ大学の「言語・歴史・地理学部 (*Dil ve Tarih-Cografya Fakültesi*)」の「一般チュルク民族史学科 (*Umumi Türk Tarihi Bölümü*)」でまさに上述の「イスラーム化以前のチュルク民族史」を講義している少壮教授であり、私のアンカラ滞在中 (一九五八年) には、両唐書突厥伝のトルコ語訳に従事しており、私もそれを手伝つたことがある。ところが、一九六二年から、台湾の国立政治大学に客員教授として招かれ、目下 (一九六三年八月九月) は、休暇を利用して来日し、わが国における内陸アジア史研究の状況を調査中である。

ところで、私はかつて、史学雑誌七〇一・二に、「突厥第一帝

国」における *sad* 号に関する一文を発表したが (一九六一年一月)、オゲル博士が、私とは全く独立して、単に「突厥第一帝国」のみならず、「第二帝国」、さらには西突厥をもふくめて、もっと広い観点から、同じ称号について研究をすすめていることを、フォン・ガベン (*Annemarie von Gabain*) 女史から聞き、その一日も早く出版されんことを待ちのぞんでいた。その待ちのぞんでいた一篇が期せずして同博士の滞日中にとどいた。ここに、まずその大要を紹介し、ついでこれにたいする私見を披瀝することにするが、ひいては、これによつて、トルコにおける「イスラーム化以前のチュルク民族史」研究の現状の一端を、わが学界に紹介することができれば幸いである。

この論文は、引用書物・論文はいうまでもなく、こまごました実例・証拠はできるだけ註にまわし、本文では、それらから帰納して得られた結論だけを叙述するにとどめる、という体裁をとっている。このため、本文のみを読みかすことによつて、その大まかな結論だけはおかめるわけであるが、それが出されるにいたつたみちすじを知り、さらに立ちいつて批評する段になると、一つ一つの註にあげられた実例・証拠を検討しなければならぬ。以下、私は、(一)紹介の項では、本文でのべられている結論だけを要約、紹介するにとどめ、それが出てきたみちすじ、それぞれの註にあげられている実例・証拠の検討、批評は、これを、(二)批評の条で行ないたいと思う。(一)紹介の項の番号は、便宜上、私の附したものであり、それは、(二)批評の条のそれに相応する。

(一) 紹介

(1) *sad* は、チュルクの官称号のなかで最も重要なものの一つであり、その社会構成において、ほとんど三世紀の長きにわたって重要な役割を果たし、イスラーム史料では *subashi* というかたちであらわれてくる。本稿の対象とするところは、これが突厥国家において有していた全機能である。

(2) *sad* は、シナ史料では、「設」・「殺」・「察」の三様に写されるのが普通であるが、このように、同一称号が同時に三様の漢字であらわされている理由は明らかでない。

(3) オルホン・イェニセイ碑文にもこの称号はみえているが、とくにイェニセイ碑文にあらわれる *sad* は、小司令官 (*Kleine Befehlshaber*) だったのであろう。

(4) 突厥における最初の *sad* は半神話的人物で、その名前乃至称号は、「賢い」——チュルク語の *bilgä*——を意味するが、「賢王」というのは匈奴時代の重要な称号であったから、上のことは、ほかの証拠とも相俟つて、突厥国家に匈奴の伝統がうけつがれてきたという事実をしめしている。この最初の *sad* は、突厥の貴族的氏族 (*Adelsgeschlecht*)、阿史那氏の出で、突厥国家の建設者 *Bumin Qaghan* の祖父にあたる。これによつて、突厥の最初の *sad* が高貴な出自のものであったことがわかる。その上かれは、司令官 (*Befehlshaber*) であり、自分の諸部族の族長であった。

(5) このことは、シナ史料に、「自らの諸部族の族長であり、一軍をひきいるものは、すべて *sad* とよばれた」というところと合

致する。また、シナ史料には、一 *sad* の支配下にある諸部族の多くが、あるいは部族名をあげて、あるいはあげずに、見えているし、また、*sad* に任せられるものは、大可汗の子、弟、まれには、ほかの親族に限られていたという。さらに、*Tonyuq* 碑文には、*sad* が単独で、または *Iräli Qaghan* とともに「軍隊の司令官 (*Befehlshaber der Armees*)」としてあらわれている。

(6) シナ史料にみえる個々の *sad* の業績を検討してみると、上のべられていることの正しさがわかる。すなわち、突厥の *sad* のほとんどすべては、大可汗の親族、とくに、大部分はその弟である。これに比べると、大可汗の子で、*sad* に任せられたもの数は非常に少ないけれども、かれらのなかには、重要な役割を演じたものもいる。可汗はこれらの *sad* に、たとえば、大軍をひきいて、*Dünur* (迴紇) とか *Tardus* (薛延陀) とかの従属部族と戦わせるなど、重要な任務を与えたり、また、突厥国家の衰頹期には、歩利設のように、シナ軍と合流する命令をうけたものもある。大可汗の弟である *sad* と大可汗とのあいだに敵対関係が生じ、これがシナ側に利用されて、ひいては突厥国家の分裂をまねいた。大可汗の弟が *sad* から可汗になつていことが多いのからみると、*sad* 位は可汗位の前段階のごときであり、また、突厥では、兄弟相続が重要であったことがわかる。これにたいして、大可汗の兄が *sad* になつた例はなく、また、甥が任せられることもまれであった。そのまれな例の一つとして、*Bilgä Qaghan* (毗伽可汗、黙矩、黙棘連) が一四才のとき、叔父の *Qapγan*

Qayan (黙噎) から sad に任命された事例がある。Bilga Qayan が「小 sad (小殺)」とよばれているのは、かれが若くして sad となったからであるが、この小殺や一一才で拓設たくせつとなつた阿史那社爾の例でもわかるように、年令は、sad の任命に決定的な意味をもたなかつた。

(7) sad たるべきものの最も重要な条件は、高貴な素性 (adelige Herkunft) をもつことであつた。これをよくしめすのは、阿史那思摩は、「頡利可汗の族人」であつたが、その容貌が突厥よりも「北方の胡」に似ていたので「頡利可汗の家系」には属さぬと疑われ、そのため、処羅・頡利可汗の治世中、sad たりえなかつたという伝えである。これによつて、「可汗の族人」、つまり可汗部族 (Königsstamm) に属してはじめても、そのことだけでは、sad 位につく充分な条件とはなりえなかつたことがわかる。また西突厥には、Istami Qayan (幸点密、瑟帝米) の五世の孫が sad になつた例 (阿史那彌射、曳步利設、sad の子が高貴の位にあつた例 (沙鉢羅設の子阿史那忠が左賢王になつた如き)、有名な sad の子が可汗に推戴された例 (莫賀設の子が唃唃失可汗となつた) などがある。

(8) そのほか、sad たるものは、拓設 (阿史那社爾) や沙鉢羅設 (阿史那蘇厄失) についていわれているように、毅然たる性格、すぐれた資性をもつていなければならなかつた。sad のなかには、上の沙鉢羅設やまた突利設のように、支配下の諸部族から慕われたものもいるが、拔悉密部の攻撃をうけて唐に降した左殺の

とく、その逆のものもなごではない。

(9) sad は、戦闘にあつては、可汗をはさんでその両翼に陣し (後述)、また、衰頹期には、郁射設 (奥射設) のようにシナに降つたものもいる。隋末の混乱期に、シナ人の郭子和は屋利設に任せられたが、これは形式的のものにすぎなかつたのであろう。

(10) 小可汗は sad より上位にあつた。たとえば、国家の東部を支配していた sad (泥步設) は、叔父から小可汗 (突利可汗) に昇格させられたし、Bilga Qayan (黙矩) が叔父の Qapayan Qagan (黙噎) から右翼の sad (右廂察) に任せられた際には、かれと左翼の sad (左廂察) との上には、小可汗がいた。

(11) tigin (特勤、特勤) は明らかに sad より下位にあつた。たとえば、玄奘の伝えているところによると、Oxus 河南の一国を支配していた Tardu Sad (咄度設) の死後、その子の tigin (特勤) が父をついで sad になつていたのである。tigin・sad 両号をあわせ称したとも思われる例として、地勤察、特勤灑があるが、これらに用いられている「地勤」、「灑」は、それぞれ普通に、tigin・sad を写すのに使われる漢字でないから、この二つを、tigin・sad 両号併称の例にすることはできまい。

(12) tarqan (達干、達官)・sad 両号をあわせ帯びた例はない。yabqu (葉護) と sad とのあいだの関係ははつきりしない。しかし、西突厥において、頡苾達度設が父の死後、葉護に昇進しており、オルホン碑文シネ=ナス (Sine-Ussu) 碑文などに、yabqu・sad の順に列記されていることからみるに、yabqu は sad より

上位にあつたと思われる。

(3) 左右両翼の *sad* があらわれるのは、比較的のちになつてからである。すなわちそれは、六九九(聖曆二)年に *Qapayan Qayan* (默噶)が弟の咄悉箇を左翼の *sad* (左廂察)に、*Qutluq Qayan* (骨咄祿)の子でのちの *Biğa Qayan*、默矩を右翼の *sad* (右廂察)に任命したときにはじまる。ここで可汗が自分の弟を左翼の *sad* に任じているのは、古代チュルクで、左翼の *sad* が右翼のそれよりも重きをなしていたからであろう。また、オルホン碑文の記事から、「二人の *sad*」が領土統治に重要な役割を果たしていたことや、可汗以外のものの序列が、(1) *sad* たち、(2) 弟たち、(3) 甥たち、(4) *bag* たち、(5) 民衆の順であつたことがわかる。

(4) *Biğa Qayan* のあと、唐会要によると子の登利可汗が立つたが、この可汗の叔父が左右の *sad* (左右殺)として軍事権にぎり、突厥の軍隊はこの両 *sad* の下に分けられた。シナ史料は突厥における左右 *sad* の体制はこの二人の叔父までさかのぼると伝えているが、すでにその前に、*Qapayan Qayan* が両 *sad* を任命した例のあることは上述のとおりであるから、上の伝えは誤つてゐる。要するに、突厥の両 *sad* 体制は七世紀末に生まれ、ウィグル時代にもひきつづいて行なわれたのである。

采邑保持者 (*Lehensträger*) とつての *sad*

(5) *sad* の采邑には二種類あり、これは、東西南突厥に同時にみとめられる。すなわち、(1) 一部族 (*Stamm*) とか一領域 (*Gebiet*) (た *укыт*, *Tardus* [(薛) 延陀] とか東突厥の東部)

に封ずる場合と、(2) 西突厥西部の被征服地帯とか都市(たとえば、*Oxus* 河南方地域とか *Taskest* [右国]) を封与する場合とである。

(6) 七世紀前半には、東突厥に多くの *sad* がいたが、*Qutluq Qayan* (骨咄祿) 以来、左右の両 *sad* だけになつた。西突厥では、こういう原則は若干くすれていたらしい。

(7) 突厥で最も重要な *sad* は左翼のそれであつたが、これは、左翼、つまり国家の東部が、匈奴以来、より重視されていたからである。

(8) 東突厥の東部を支配する *sad* の本営は「東牙」とよばれたが、突厥の衰亡期には、とくに東方の *sad* がただ一人ではなくなつたために、その東牙の所在地は移動した。すなわち、六二〇(武徳三)年の直前には、*Bayatur Sad* (莫賀咄設) と小可汗(突利可汗)とは、それぞれ本営を、五原の北と幽州の北(ともに戦略的に重要)とにおいていた。そのほかに、東突厥の南東隅には、一可汗と一 *sad* との本営、また、靈州の西北には、五千の天幕を支配するもう一人の *sad* (沙鉢羅設) がいた。これらによつて、一可汗の治世中に、東方には、二人乃至三人の司令官 (*Behenstaber*) がいたことがわかる。このような比較的独立的な *sad* のほかに、小可汗(突利可汗)の下にあつて、奚部を統治する *sad* (步利設) もいた。

(9) これらの *sad* たちの本営の戦略的・軍事的意味は、つぎの事実によつて明らかである。すなわち、大可汗(処羅可汗)は

シナ侵入に際して中央軍を指揮したが、その左翼軍は、契丹・奚・靺鞨など東部モンゴリアの遊牧諸族をひきいる突利可汗（または泥步設）が、右翼軍は、五原の近くに本拠をもつ莫賀咄設（のちの頡利可汗）が、それぞれ構成していたのである。これらの *sad* たちは、国境防衛を任せていたものらしく、「国境 *sad* (*Grenz-sad*)」<sup>②</sup> とよばれるであろう。

② 頡利可汗が即位したとき、その次弟は延陀設 (*Tardus Sad*) に任せられ、薛延陀部族 (*Sir-Tardus Stamm*) を支配することになったが（新唐書突厥伝）、この延陀設は、六二七（貞觀元）年の延陀部族 (*Tardus Stamm*) を先頭とする叛乱にあつて敗走した欲谷設と同一人物であらうし、さらに、かれの有していた *Tardus Sad* とどう称号は、オルホン碑文にみえる *Tardus Sad* である。そして、鉄勒 (*Tohis*)、回紇 (*Uigur*)、僕骨 (*Buγu*)、同羅 (*Toγra*) を統へた柘設（新唐書阿史那社爾伝）の称号は、かれが鉄勒部族 (*Tohis Stamm*) を治めていたことからみて、オルホン碑文にみえる *Tohis Sad* であり、この *sad* と、鉄勒 (*Tohis*) の小部族（解薛）を支配した斛特勒（新唐書突厥伝）とは、上にのべた延陀設、つまり *Tardus Sad* の下にあつたと思われる（原文のこの条は、私との談話でオゲル博士もみとめていられるように、論旨が混乱している。ここでは、原文の三パラグラフにわたる叙述を、私が著者に直接ききたしたところによつて、若干訂正して上のようにならせた）。

③ *Basmi*（拔悉密）部族の上にも、*sad* がおかれていた。

## 批評と紹介 護

たとえば、六四九（貞觀二三）年に唐に唐に内属した肥羅察や、「第二帝國」の崩壊期に拔悉密の攻撃をうけて唐に降した左殺などがそれである。

④ このように、東突厥では、一部族 (*Stamm*) の上に *sad* を封ずることがあつたのであるが、この原則は、西突厥でも大体行なわれていた。もつとも、ここでは、この原則をもふくめてチュルク的伝統は、突厥国家の根幹ともいふべき東突厥におけるほど良くは保存されていなかったけれども。

⑤ 新征服地帯とか都市とかの封与が、とくに国家形成期にどのように行なわれていたかはよくわからぬ。しかし、あまりはつきりせぬ史料ではあるが、突厥が一 *sad*（通設字詰）をして、*Hepthaliten*（挹怛）の地を強領させたことがみえている。これはおそらく、突厥が *Hepthaliten* を征服したころのことをいふものである。また、玄奘の伝えるところによると、*Oxus* 河南方地域は、西突厥可汗の子、*Tardu Sad* によつて治められていたが、かれは *Turtan*（高昌）王の娘をめぐつていた。かれの死後、子の *Tagin*（特勤）が父をいで *sad* になつたことからみて、子が父の地位・称号とともに相続したことがわかる。

⑥ *Hami*（伊吾）の *Tudun Sad*（吐屯設）が隋に遣使し、また、六二三（武徳六）年に突厥の吐屯設がいたことが史料にみえるが、前者が突厥だつたかどうか、また、この両者が同一人物だつたかどうか、これらは不明である。さらにまた、高昌王の母が突厥可汗の娘であつたという例がしめすように、中央アジアの

小都市国家の王は、多く、突厥の可汗と婚姻関係にあつた。そのほか、会寧には、ベツの *sad* (闕達度設) がいたし、七世紀中葉には、Taskent (石国) 王も *sad* 号 (鼠麴設) を帯びていた。また、鮮蘇國王阿徳悉の使節 (車鼻施達工羅頓殺)、護密國王の使節 (紇設伊俱鼻施) も *sad* 号を称していた。なお、罽賓國王は烏散特勒灑といつたが、この「灑」はペルシャ語の *shah* に比定されるべきである。

(8) *sad* がどのようなものをしてたがえていたかをしめす史料は少なく、はつきりしない。多くの部族 (Stämme) を文配していた *sad* は、それらの部族の族長 (Anführer) —— *irkın* (侯斤) とか *tudun* (吐屯) とか称した——をひきいてた。Yükku Schad (欲谷設) がかれにぞくする九人の侯斤とともに唐に降つているのは、上のことを物語る一例である。

### (一) 批評

つきに、とくに註を中心としつつ、私見をのべることにするが、一読して気になるのは、引用箇所指摘に誤りが非常に多いことである。ただ一例だけをあげると、冊府元龜は二六箇所引用されているが、そのうち九箇所は誤っており、一箇所は、その場所がしめされていない。ほかの書物・論文の引用についても、誤りが多いが、ここでは、煩を避けて、一々指摘することはない。これは、著者自身が校正しえなかつたため、誤植が多いことによるのかもしいない。

(1) 本論文の標題に Schad (Sü-Basch) とおかれているのは、

主として、*sad* がイスラーム史料に *subashi* としてあらわれるものと同一であり、Tonyuquq 碑文に「軍の長 (sü bası) は、Inal Qayan と Tardu's Sad 行くべ」と (後述(5)参照) また、たとえ旧唐書突厥伝に、「別部領兵者、皆謂之設」とある (後述(5)参照) のによつたものであろう。しかし、まず、イスラーム史料の *subashi* が果たして突厥、ウイグル時代の *sad* の後身であるかどうかは、ベツに考究を要する問題であるし、「別部領兵者」の意味をただ、「自らの諸部族の長であり、二軍をひきいるもの」(後述(5)参照) とし、それを「軍の長」、「軍隊の司令官」として理解するだけではきわめて不十分であることは、私がかつてくわしくのべたとおりである。つきに、Tonyuquq 碑文には、上にも引用したように、Inal Qayan と *sad* とが *sü bası* としてみえているのであつて、*sad* だけがそうであるのではない。私はこのような理由から、*sad* をそのまま *sü bası* と考えることに疑問をもつのである。

(2) *sad* をあらわす漢字として「設」・「殺」・「察」の三種があつたといわれるが、このほかに、「策」もまたこれに加うべきことは周知の事実である。しかも、曹國王設阿忽、波斯國王の諸子の殺野、廻鶻の殺支將軍の「設」、「殺」をいずれも *sad* の音訳とするのは武断であり、とくに、殺胡山の「殺」をも *sad* と解し、殺胡山を「Schad Barbaren-Berg」またはこれに類する意」ととつていのはうなづけない。また、劉茂才博士が資治通鑑によつて「吐屯肥羅察」をあげているのは誤りであるとし、冊府元

龜の「吐毛<sup>(電)</sup>・達官・肥羅察」にしたがうべきであるとしているが、<sup>(4)</sup>でのべるように、*tarqan*・*sad* 両号をあわせ称したものがほかにいるとすれば、この場合も、上のように区切るべきものかどうか、未だ断言できる段階ではなからう。

(3) イェニセイ碑文にみえる *sad* は、著者のいうように、単なる小司令官 (*Kleine Befehlshaber*) ではなかつたであろう。これについては、べつに發表した拙稿を参照されたい。

(4) 突厥における最初の *sad* の名前乃至称号は「賢い」を意味する、というが、これは阿賢設をさしたものである。しかし、かれの父は訥都六設 (納都六設) とよばれたというから (周書・北史突厥伝)、阿賢設を突厥の最初の *sad* とするのはあたらない。

しかも、阿賢設の「阿」はこれを捨て、ただ「賢」だけをとりあげて、それを匈奴の「賢王」と結びつけるのは如何かと思われる。私は、「阿賢」は突厥語の音訳であると考え。さらに、突厥において匈奴の伝統が生きていたことをしめす傍証として、突厥に左賢王、右賢王の称号が存在したことをあげているが、これは誤解である。何となれば、たとえば阿史那忠を左賢王に封じたのは突厥ではなく唐であり (新唐書阿史那忠伝)、また、私の考えによると、シナ史料が關特勒、黙棘連をそれぞれ左賢王、左賢王としているのは、おのおの、*Tölis Sad*、*Tardus Sad* のシナの表現にはかならぬからである。また、著者のいうように、阿賢設が司令官 (*Befehlshaber*)、自分の諸部族の族長であつた、という明証はどこにもない。

(5) 「別部領兵者」を著者のように翻訳するだけではきわめて不十分であること、*sad* が単なる「軍隊の司令官 (*Befehlshaber der Armee*)」でないことについては、(1)で触れた。ここで著者は、劉茂才博士が、「部」を *Stamm* とし、*Horde* とし、「部落」にも *Horde* の訳語を与えていることを指摘し、「部」と「部落」とは厥に区別されるべきことをいつている。私も、劉茂才博士の翻訳に首尾一貫しない点のあることはみとめる。しかし、あまりに厳密に訳しわけけることは、かえつて事の本質を見誤る結果をまねくであろう。シナ史料で、「部」と「部落」とをほぼ同義に用いている例のあることは、オゲル博士自身が、この両語をとともに、*Stamm*、*Stämme* と訳している場合のあることによつても明らかである。

(6) 私の考証によつても、*sad* に任せられたものうち、大可汗の弟の方がその子より多いことは、著者のいうとおりであり、また、その証拠としてあげられている *sad* の系譜も、大体は正しい。ただし、註④で、大可汗の弟の例の一つとして、莫賀咄設が妣羅可汗の弟であつた事実をあげているのは正しくない。何となれば、たしかにかれは妣羅可汗の弟ではあつたが、かれが *sad* になつたのは、その父の啓民可汗の治世においてであつたからである。しかも、同註および註⑧でいうとおり、この莫賀咄設はのちの頡利可汗であるから、註④で、かれを頡利可汗の第三子としているのは、旧唐書突厥伝の誤読である上に前後矛盾している。同書同伝には、はつきりと「頡利可汗者、啓民可汗第三子也、初

為莫賀咄設」とある。著者は続けて、ことさらに「資治通鑑によれば、かれは啓民可汗の子である」といつているが、この点については、旧唐書と資治通鑑とのあいだに何のちがいがもない。さらに、沙鉢羅設を、註④では Chieh-ji Kaghan(頡利可汗)の弟とし、註⑤では始畢可汗の弟としているが、さような記録はどこにもないのみならず、これまた前後矛盾してゐる。あるいは、註①に拠所として引かれているのが旧唐書西突厥伝であるのからすると、そこにいわゆる Chieh-ji Kaghan ʔ, Chih-ji-shih Kaghan (陞利失可汗) の誤植であるかもしれない。しかし、それにしても、著者のいうところは誤つてゐる。また、著者は、突利設はのちの処羅侯可汗であるといつてゐるが、そのような可汗は存在しない。処羅侯とはこの *sad* の本名であつて、その可汗号は、葉護可汗、または莫何可汗である。さらにまた、註④では、欲谷設を頡利可汗の子としてあげていながら、註⑥では、旧唐書廻紇伝などに欲谷設を頡利可汗の子としているのは誤りであると断言し、註⑦では、頡利可汗の次弟の延陀設とこの欲谷設とは同一人だろつとしてゐるのも、前後撞着の一例である。つきに、こと⑧・⑨では処羅可汗の治世を、また⑩では頡利可汗の治世初期を、突厥(「第一帝国」の意)の衰頽期とみているが、これは問題であらう。そして最後に、薛延陀を Sir-Tarduš に、延陀を Tarduš に、また鉄勒を Toiis にあつる Thomsen, V, Hirth, F. 以来の説が、ここをはじめ、全編を通じて支持されてゐるが、これが

誤りであることは、古くは羽田亨博士、くだつては小野川秀美氏、そして近くは Boodberg, P. A., Hamilton, J. によつて指摘されてゐる。

(7) 著者は、旧唐書突厥伝の阿史那思摩に関する条を翻訳し、そのなかの「疑非阿史那種」、「疑非阿史那族類」に *Sie argwöhnten jedoch, dass er nicht zur Familie des Chieh-ji Kaghan gehöre* という訳語を与え、これから、「可汗の族人」、「つまり可汗部族 (Königsstamm) に属してゐても」、「頡利可汗の家系」に属さなければ、*sad* にはなれなかつたという結論を出しているが、これは、厳密に言えば、誤訳にもとづく誤解である。この点、ほとんどつねに著者の批判のまとなつてゐる劉茂才博士の翻訳の方が、より忠実でありすぐれてゐる。つきに、西突厥で室点密(瑟帝米)五世の孫が *sad* に任せられた一例として、阿史那彌射をあげているが、かれは莫賀咄葉護であつたのであつて、*sad* であつたのではない。また、*sad* の子が高貴の地位にあつた例として、沙鉢羅設(阿史那蘇尼失)の子阿史那忠が左賢王になつたことをのべてゐるが、これは(4)でもふれたとおり、唐から封ぜられたものにすぎない。

(8) 旧唐書阿史那社爾伝の一節を翻訳した条に附した註⑦で、原文の「本蕃」を「Hu, Barbaren」としているのは、つけるべき註の場所を誤つたのであろうか。なお、新唐書突厥伝の阿史那蘇尼失についての条の一節を訳出しているが、これまた、劉茂才博士の翻訳の方がすぐれてゐる。



(10) このこの註例で、泥歩設が小可汗、突利可汗に任せられたといっているのは正しいが、あとの註例で、「われわれの史料は、つねに (Immer)、泥歩設と突利可汗とを混同している、(verwecheln)」というのは如何であるうか。たしかに、著者も(おそらく西唐書梁師都伝によつて)指摘しているように、突利可汗と泥歩設とは、同一のシナ侵入軍に参加しており、これだけをみると、この両人物は別人のごとくにもうけとれる。この問題についての私見は、べつに発表しておいたが、著者はこれをどう考えるのか。「史料はつねに混乱している」とか、「突利可汗(または泥歩設)(後述(9)参照)とか、至極簡単に片づけられないで、もう少しつごんだ考証がほしいところである。

(11) 玄奘(厳密にいうと、大慈恩寺三藏法師伝<sup>卷二</sup>)の伝えるただ一例だけから、*tiğin* が明らかに (*offensichtlich*) *sad* より下位にあつたと断言できるかどうか、すこぶる疑わしい。私は、この両称号は、上下関係においてよりも、むしろ、質の相異において、とらえるべきではないか、と考えている。また、地勤察、特勤灑を、*tiğin·sad* 両号を併称した例にするのが妥当でないであろうことは、著者の指摘するとおりであるが、しかし、この両称号をあわせ帯びたものが全くないわけではない。たとえば、私のがべたように、阿史那賀魯の父は、「曳步利設射置特勒」と号し(西唐書西突厥伝)、曳步利設の称号と射置特勒のそれとを併称していたし、關特勒は左賢王、つまり、私見によれば、*Tolis sad* であつたのである(西唐書突厥伝)。

## 批評と紹介 護

(12) 本文では、*targan·sad* の両称号を兼ね帯びた例はないといながら、註(6)では、その唯一の例として、鮮蘇国王の使節、車鼻施達工羅頓殺をあげている。しかし、このような例がある以上、(2)で触れたように、「吐毛達官肥羅察」を、著者のように、「吐屯·達官·肥羅察」と区切つてしまつてよいものかどうか、些か疑わしい。また、*yabın* が *sad* より上位にあつたことをしめす例の一つとして、西突厥において、頡苾達度設が、父の死後、葉護に昇進したことがあげられる、というが、これは、そこに典拠としてあげられている冊府元龜の「(永徽)六年、遣礼臣、往西突厥、冊頡苾達度設、為可汗」、およびその原註、「頡苾達度設者、咄六可汗之子也、初為瑠珠葉護、与其父不遵朝化、及賀魯之叛、咄六死云々」の誤読にもとづいている。さらに、早く小野川氏も説き、私も触れたように、オルホン碑文にみえる *yabın* はのちに *sad* に改称されているのであるから、少なくとも「突厥第二帝國」については、*yabın* が *sad* より上位にあつたことは、時期尚早であろう。

(13) ここおよび(14)では、左右両翼の *sad* があらわれるのは、六九九(聖曆)年に默噶が弟の咄悉匐を左廂察に、骨咄祿の子でのちの毗伽可汗、黙矩を右廂察に任命したときにはじまる、といつておきながら、(16)では、骨咄祿のとき以来、左右の両 *sad* だけになつた、といつているのは、これまた矛盾している。正しくは、骨咄祿のときに、葉護(咄悉匐)と設(默噶)とによる左右の分統体制が生まれ、ついで、この默噶が可汗になつてのち、弟

の咄悉匭が葉護の改称された左廂察に、骨咄祿の子の黙矩が黙嚙のあとをついで右廂察になり、ここに左右*sad*による分統体制ができあがったのである。つぎに、オルホン碑文の *aki sad ulayv iniyginium oylanin baglarim budunum* を「高位のものから順にならべたものとみ、しかも、*oılan* を「Brüder-Söhne、つまり甥たち」と翻訳しているのは、如何であろうか。著者がここで典拠としているのは、Orkun, H. N. の研究であるが、Orkun は *iniygin* を「兄弟の子(々)」と、*oılan* を通説の如く「子」と訳している。著者がかもし Orkun にしたがったのならば、前掲の序列において、弟たちと甥たちとは順序が逆になつたはずである。

(4) 咄伽可汗について立つた可汗を、ただ唐会要の記事だけによつて、登利可汗としているのは不親切である。また、この登利可汗の二人の叔父が左右殺として兵馬を分典としたことをいつた条に附した註(4)で、旧唐書突厥伝の「各主兵馬二万余人」、新唐書突厥伝の「皆統兵二万」を訳出しているのは誤りである。何故ならば、この両唐書の記事は、登利可汗の叔父たちについていたものではなく、黙嚙の治世における左廂察(咄悉匭)と右廂察(黙矩)とに關してのべたものだからである。著者はここで劉茂才博士の誤訳を指摘しているが、たとえそれが誤訳であるとしても、二つの事件を混同するのと、罪はいずれが大きいであろうか。さらに著者は、シナ史料は、突厥における左右*sad*の体制は登利可汗の叔父までさかのぼるとしている、というが、両唐書

突厥伝に、さような記事はない。

(6) 骨咄祿のとき以来、左右の両*sad*だけになつたというのは、前に指摘したように、嚴密な表現ではない。

(8) 処羅可汗の治世を突厥の衰亡期とするのは(6)でも触れたとおり、疑問であろうし、また、このころに、「東牙」の所在地が移動したというのも誤りである。すぐ続けて著者のあげる、幽州の北にあつた突利可汗(小可汗)の本営とは、かが泥歩設であつたときからの「東牙」であつて、その所在地は決して移動していないのである。また、著者は、そのとき、そのほかに、東突厥の南東隅には、一小可汗と一*sad*との本営があつたというが、これは、誰と誰とを指したのか、具体的にあげていただけると幸いである。ついで、著者によると、一可汗の治世中に、東方には、二人乃至三人の*sad*、つまり著者の考えでは司令官がいたというが、ここにいわゆる「東方」の意味についても、説明がほしい。

(9) たとえば、旧唐書梁師都伝には、梁師都が処羅可汗に南侵をすすめた際のこととして、「謀令莫賀咄設入自原州、泥歩設与師都入自延州、処羅入自并州、突利可汗与奚・霫・契丹・靺鞨入自幽州」とある。著者はここで、この史料に拠りつつのべていながら、「突利可汗(または泥歩設)」といつているのは、説明不充分である(前述(6)参照)。

(10) この叙述も誤つているが、その誤りの根本は、著者もいふところの東突厥の東西分統体制をしめす以外のものでない。Toiss

と Tarduš とを Thomsen, Hirth 以来の通説に譲られて、それぞれ鉄勒、延陀にあつて、Sir-Tarduš を薛延陀の対音とした上に、頡利可汗の治世、つまり「突厥第一帝国」の事実に、「第二帝国」に関する史料であるオルホン碑文をそのままあてはめた点にある。ただ、頡利可汗の次弟の延陀設と欲谷設とを同一人物と考えたのは、私の説と一致しているが、もしそうならば、(6)で指摘したように、註④で、この欲谷設を頡利可汗の子とする旧唐書廻紇伝の記載をそのまま引用しているのを、われわれはどう理解したらよいのだろうか。

② 本文では、冊府元龜にしたがつて、六四九(貞觀二二)年に拔悉密部を支配していたのは肥羅察であるといひ、それに附した註④では、旧唐書突厥伝によつて、同年に同部を統治していたのは車鼻可汗の長子の羯漫陀であるとのべて、二つの史料をなまのままでならべているのは、不徹底である。

③ 咀度設を高昌王の娘婿としているが、妹婿が正しい。

④ 本文では、伊吾吐屯設と突厥の吐屯設とは、同一人物かどうかはつきりしない、といひながら、註⑤で、この両 sad を混同してはならぬといつてゐるのは、理解に苦しむ。鮮蘇國王阿德悉の使節の称号、車鼻施達干羅頓殺を Küniš (?) Targan Rastom od. Ratan (?) Sad としてゐるのは、たとへ疑問符つきでも、如何なるものであろうか。また著者は、紇設伊俱畢施を護密國王の使節としてゐるが、そこに典拠とされた冊府元龜および新唐書西域伝による限り、それは國王自身であり、かに、そ

の称号および名前(ヤ)中の「設」を sad ととり、紇設を Qur (?) od. Kir (?) Sad と写すのは、まだ問題であらう。

⑤ 多くの部族を支配する sad が irkin (侯斤) とよばれる、それら部族の族長をひきいていたことは、著者のいうとおりであり、私もすでにのべたところである。しかし、著者の説ごとく、tudun (吐屯) もまた、部族の族長の称号であつたという明確な証拠を、私はまだもつていない。これまた、教示をえたいことの一つである。そして最後に、九人の侯斤とともに唐に降つてきた sad の名を Yü-ku Schad (欲谷設) としているが、これは、Yü-she Schad (郁射設) の誤りである。

以上、私は、とくに註を中心としつつ、個々の点について私見をのべてきた。つきに、この論文全体にたいする私の考えを披瀝すべきであるが、与えられた紙数がつきたので、ここではただ、つぎの点だけを指摘するにとどめたい。すなわち、私の研究が単に、「突厥第一帝国」における sad だけにとどまつたのにたいし、「第一帝国」のみならず、「第二帝国」、さらには西突厥をもふくめて、もつと広い観点から、研究をすすめられた点には、大いに敬意を表するが、その反面、考察が浅薄になつたという所しりはまぬがれまい。オゲル博士の今後の研究を期待して筆をおく。

Ügel, Bahaeeddin: Über die alttürkische Schad (Sü-Basch)-Würde (Central Asiatic Journal, Volume VIII, No. 1, March 1963, Ss. 27-42.)

註

- (1) 護雅夫「東突厥官称号考——『突厥第一帝国』における *sad*」(一)・(二)、史学雑誌七〇—一、一—三三頁、史学雑誌七〇—二、二九—五八頁。
- (2) 護雅夫、上掲論文。
- (3) そのほか、吐蕃の首領の称号も *sad* であつたとして、冊府元龜から *sak tsan* という語を引用しているが、引用箇所が誤つていて、いまだちには検索しえなかつた。
- (4) 護雅夫「古代チュルク社会に関する覚書——『イエニセイ碑文』を中心に——」、古代史講座六、とくに一五—二頁。
- (5) 護雅夫、前掲「東突厥官称号考」(二)、四六頁、同「突厥の国家——『オルホン碑文』を中心に——」、古代史講座四、一〇—一頁。
- (6) 護雅夫、前掲「東突厥官称号考」(一)、六一—二四頁。
- (7) 護雅夫、上掲論文、八頁。
- (8) 護雅夫、上掲論文、七頁。
- (9) 護雅夫、上掲論文、一六一—一七頁。
- (10) 護雅夫、前掲「東突厥官称号考」(二)、四五—四六頁。
- (11) 小野川秀美「突厥碑文訳註」、満蒙史論叢第四、一〇—二一—三頁、註(6)。
- (12) 護雅夫、前掲「突厥の国家」、一〇〇頁。
- (13) 小野川氏は、「葉護・設は同格の地位に置かれたと推定されるのである」といつておられる(前掲論文、前掲箇所)。

(14) 前註(1)および(2)参照。

(15) 護雅夫、前掲「東突厥官称号考」(一)、二〇—二二頁。

(16) *Hün* (俟斤) については、護雅夫「東突厥官称号考——鉄勒諸部における俟利発と俟斤——」(未刊) 参照。

(17) とくに、護雅夫、前掲「突厥の国家」、一〇四—一〇五頁。

谷 霽光著

### 府兵制度考 積

菊池 英夫

著者は戦前既に「北魏六鎮的名称和地域」(禹貢一一八、一九三四)「鎮戍与防府」(禹貢三一—二、一九三五)「唐六典中地理記述志疑」(禹貢四—一、一九三五)「三国鼎峙与南北朝分立」(禹貢五一—二、一九三六)「六朝門閥」(文哲季刊五—四、一九三六)及び本書の前身たる「西魏北周和隋唐間の府兵」(中国社会経済史集刊五—一、一九三七)を発表し、「禹貢派」の一人として名を知られた人である。特に禹貢三—四に初載された「唐折衝府考拾補」は「二十五史補編」にも収められ、労経原・羅振玉らの後をうけ、豊富な北京図書館蔵拓を利用して墓誌銘などからたんに折衝府名を拾い、簡単な考釈を付した史料集で、永く後学を益している。又同じく「補編」に収められた「補魏書兵志」も氏の筆になるものである。まさに本書のテーマを扱う適任者の